

改定 秩父市建築物耐震改修促進計画



令和元年 7月

秩 父 市

目 次

第1章	はじめに	1
1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	2
3	秩父市の被害想定及び地域防災計画との関連性	3
第2章	建築物の耐震化の現状と今後の目標	8
1	秩父市の今までの取組による耐震化の現状	8
2	本計画における耐震化の目標	12
第3章	建築物の耐震化の促進に関する施策	15
1	耐震化の促進に向けた取組方針	15
2	各取組における具体的な施策	16
第4章	体制	23
1	彩の国既存建築物地震対策協議会	23
2	応急危険度判定士体制の整備	23

第1章 はじめに

1 計画の目的

(1) 改定秩父市建築物耐震改修促進計画策定の目的

改定秩父市建築物耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「法」という。）第6条の規定に基づき平成20（2008）年度に策定された秩父市建築物耐震改修促進計画（計画期間は平成20（2008）年度から平成27（2015）年度まで）を改定するものである。

本計画は、昭和56（1981）年5月31日以前に工事着手し、建築された、いわゆる旧耐震基準による既存建築物の耐震化を図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とする。

(2) 計画策定の背景

本計画の策定に至るまでの主な経過は下表のとおりである。

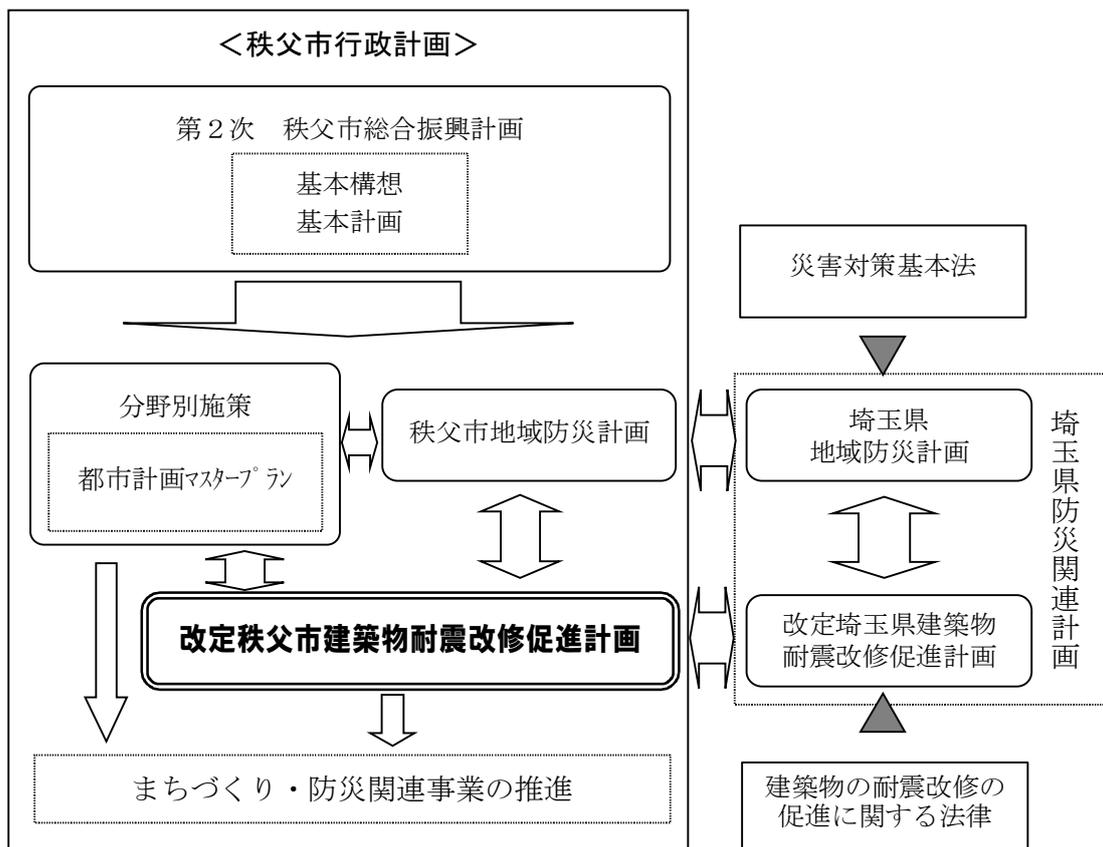
年月日	経過	備考
昭和56年6月 (1981)	【国】建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月 (1995)	阪神淡路大震災	最大震度7
平成7年10月 (1995)	【国】耐震改修促進法制定	
平成16年10月 (2004)	新潟中越地震	最大震度7
平成18年1月 (2006)	【国】耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示（以下「基本方針」という）	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定が規定
平成19年3月 (2007)	【県】埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成27（2015）年度の耐震化率の目標設定
平成20年11月 (2008)	【市】秩父市建築物耐震改修促進計画策定	平成27（2015）年度の耐震化率の目標設定
平成23年3月 (2011)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度7
平成25年10月 (2013)	【国】基本方針の改正告示	平成32（2020）年までに住宅の耐震化率95%
平成25年11月 (2013)	【国】耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断義務化 耐震化に向けた取組強化
平成27年2月 (2015)	首都直下地震に備える埼玉減災プラン - 埼玉県震災対策行動計画 - 策定	平成32（2020）年までに住宅の耐震化率95%
平成27年3月 (2015)	【国】首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	平成32（2020）年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%
平成27年2月 (2015)	【市】秩父市地域防災計画改定	
平成28年3月 (2016)	【県】改定埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成32（2020）年度の耐震化率の目標設定

2 計画の位置付け

本計画は、法第6条の規定に基づき策定するものであり、県計画及び秩父市地域防災計画等との整合を図るものとする。

また、秩父市総合振興計画をはじめ、秩父市都市計画マスタープラン等の分野別施策との整合を図りながら定めるものとする。

計画の位置付け



3 秩父市の被害想定及び地域防災計画との関連性

(1) 市の地震被害想定

当市では、県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26（2014）年 3 月）に基づき、当市における想定地震を以下の 5 通りとし、被害予測を行っている。

■想定地震とその概要

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0.5%～2%

注) ※は地震調査研究推進本部による長期評価を参照にしたものである。

出典)「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26（2014）年 3 月、埼玉県）



出典)「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26（2014）年 3 月、埼玉県）

当市において、最も被害の発生が予測されるのは、「関東平野北西縁断層帯地震」となっている。

■市における地震被害想定結果（各想定地震とも被害想定結果の最大値を記載）

項目	予告内容		単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震	
震度	最大震度		—	4	4	5弱	6強	5強	
液状化	高い地域	面積	km ²	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
		面積率	%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
建物被害	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	棟	0	0	0	8	0	
		全壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.02	0.00	
	半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	棟	0	0	0	129	0	
		半壊率	%	0.0	0.00	0.00	0.33	0.00	
	全壊 (急傾斜地崩壊)	全壊棟数	棟	0	0	0	5	0	
		全壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.24	0.00	
	半壊 (急傾斜地崩壊)	半壊棟数	棟	0	0	0	12	0	
		半壊率	%	0.00	0.00	0.00	0.58	0.00	
	焼失	焼失棟数	棟	0	0	0	44	1	
		焼失率	%	0.00	0.00	0.00	0.10	0.00	
人的被害	死者数		人	0	0	0	1	0	
	負傷者数		人	0	0	0	20	0	
	うち重傷者数		人	0	0	0	1	0	
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	0	0	0	555	0
			1日後	人	0	0	0	111	1
		停電率	直後	%	0.00	0.00	0.00	0.83	0.00
			1日後	%	0.00	0.00	0.00	0.17	0.00
	電話	不通回線	回線数	回線	0	0	0	15	0
			不通率	%	0.00	0.00	0.00	0.05	0.00
		携帯電話	停電率	%	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
			不通率	%	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
	都市ガス	供給停止件数	件	0	0	0	0	0	
		供給停止率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	上水道	断水人口	人	0	0	0	686	0	
	下水道	機能支障人口	人	0	0	0	5,619	758	
生活支障	避難者数	1日後	人	0	0	0	111	1	
		1週間後	人	0	0	0	138	1	
		1か月後	人	0	0	0	179	1	
	帰宅困難者数	平日	人	1,996	1,009	1,715	4,687	3,447	
		休日	人	4,484	1,929	4,086	7,376	5,473	
住機能支障	応急仮設住宅等需要数	棟	0	0	0	12	0		
その他	廃棄物	災害廃棄物	万ト	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	
			万m ³	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	

注) 破壊開始点の違いにより「関東平野北西縁断層帯地震」の場合は3ケースについて、「立川断層帯地震」の場合は2ケースについて予測しているが、表に記載した数値は、各ケース中で最も大きな値を用いている。

出典)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26(2014)年3月、埼玉県)

(2) 市の地震環境

地震は、プレートの地震〔関東地震（関東大震災）、十勝沖地震、千葉県東方沖地震など〕と、活断層の地震〔西埼玉地震、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、新潟県中越地震など〕の2つのタイプに大別される。

プレート地震は、今後、発生間隔が約200～300年とされる関東地震（関東大震災）と同様のマグニチュード8クラスの地震と、それらの地震の間に発生するマグニチュード7クラスの地震の発生が想定されている。

このような地震は局地的に大きな被害を与えるものであり、関東地震（関東大震災）後80年以上経過していることを考えると切迫性はかなり高まっている。

一方、活断層の地震は、地下の比較的浅いところの岩盤にプレートの移動による歪みがたまり、限度以上になった時にずれが生じて発生する地震である。活断層による地震は震源域が非常に浅いところで発生すると、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）のように非常に激しい被害をもたらすものである。

秩父市内及び秩父市周辺の活断層は、県農林部森づくり課の「埼玉県地質図（山地・丘陵地）解説書（平成27（2015）年）」によれば、次のようなものがある。

秩父市内及び秩父市周辺の活断層

名称	備考
名栗断層	確実度Ⅱ（*1）、活動度C（*2）
浦山口断層	確実度Ⅲ（*1）、活動度C（*2）
出牛—黒谷断層	
象ヶ鼻—朝日根断層	確実度Ⅲ（一部）
白泰断層	
その他	下図参照

注*1：確実度Ⅰとは、活断層であることが確実なもの。

確実度Ⅱとは、活断層であると推定されるもの。

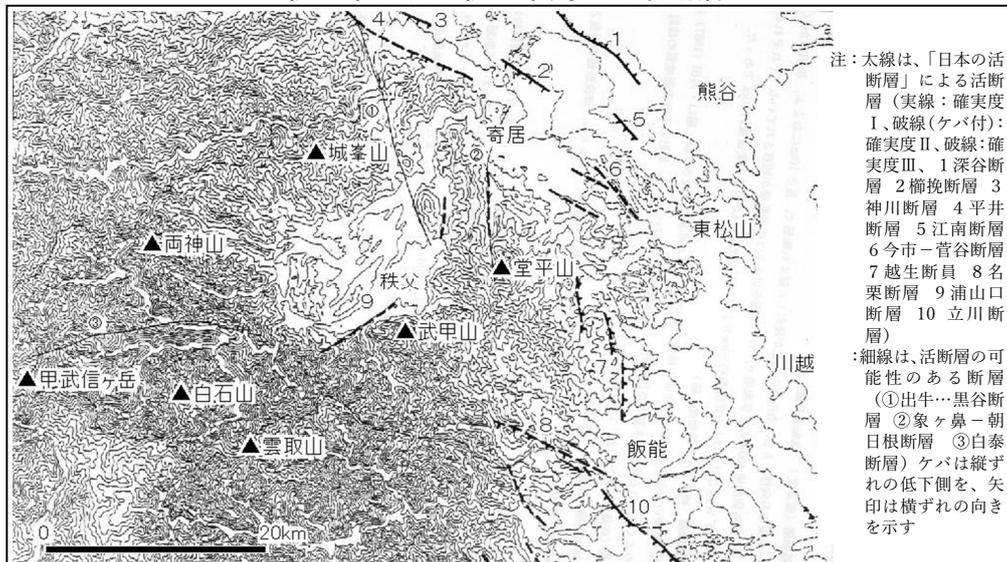
確実度Ⅲとは、活断層の疑いのあるリニアメント。

注*2：活動度Aとは、平均変位速度が1m/1000年以上10m/1000年未満のもの。

活動度Bとは、平均変位速度が0.1m/1000年以上1m/1000年未満のもの。

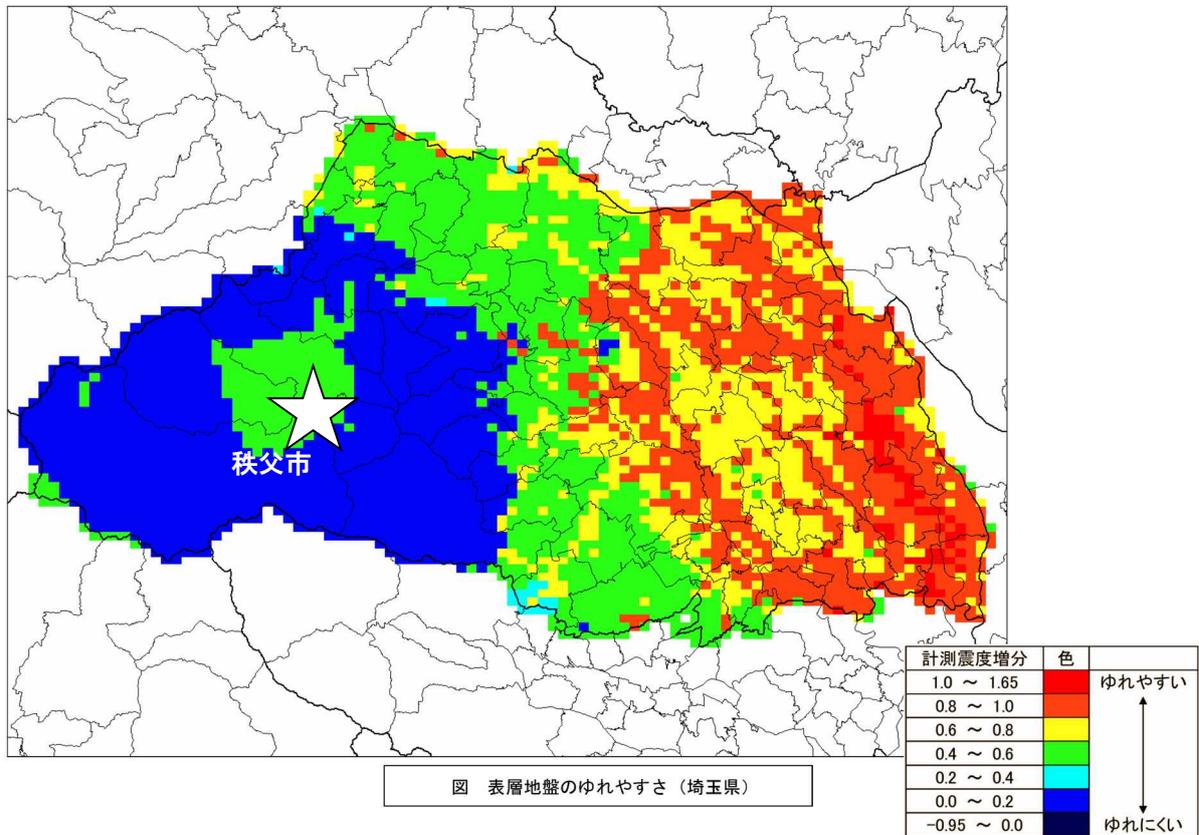
活動度Cとは、平均変位速度が0.01m/1000年以上0.1m/1000年未満のもの。

秩父市内及び秩父市周辺の活断層



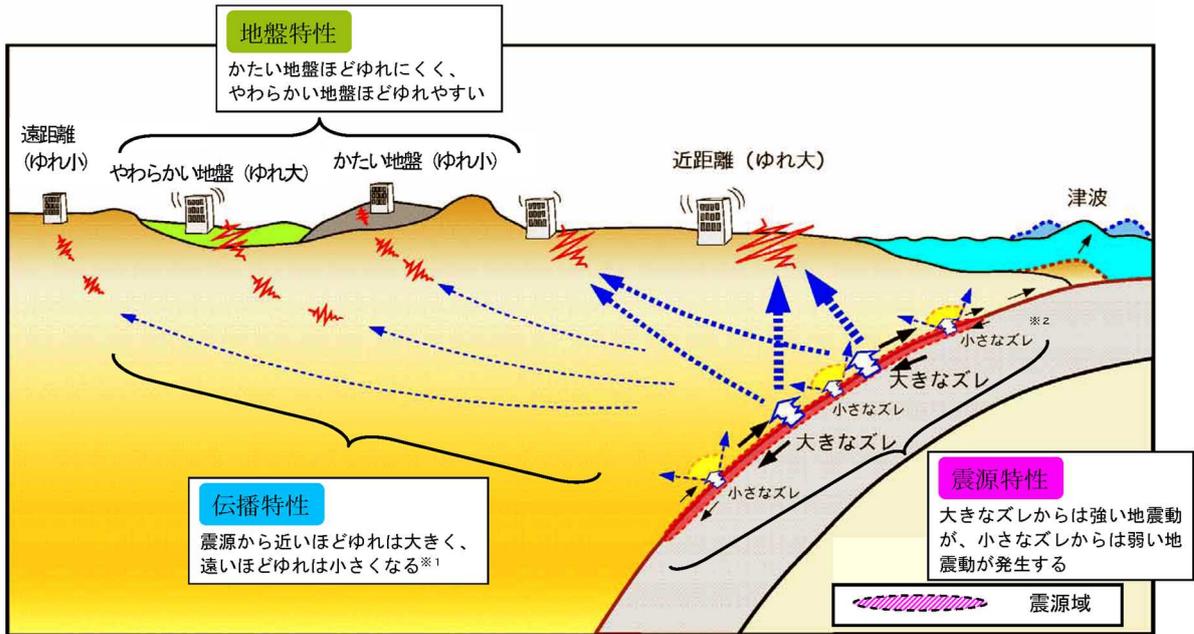
国の中央防災会議においては、震度分布の推計等一連の調査結果を基に、相対的な表層地盤の揺れやすさを示す地図を公表している（平成17（2005年）年10月）。「埼玉県のゆれやすさマップ」を次に示す。

埼玉県のゆれやすさマップ



これによると、県の南東部が地震の影響により比較的大きな揺れが想定されているほか、荒川、利根川、江戸川などの河川や河川流域周辺などの低地に沿った地域では、表層地盤がやわらかいために揺れやすくなっている。一方、秩父山地などの山間部では比較的揺れにくくなっている。

地震の揺れ(強振動)の伝わり方



注：1 盆地で地震波が集中する場所などでは、震源から遠くても大きい揺れとなる場合がある。

：2 地震は断層（震源域）の急激なずれによって生じる。一つの地震でも、震源域では、大きなずれを生じる場所や小さなずれしか生じない場所がある。

出典：表層地盤のゆれやすさ全国マップ（内閣府（平成 17（2005）年））

(3) 秩父市地域防災計画と本計画との関連性

当市では、地震などの災害に対し迅速かつ的確に対応するため、秩父市地域防災計画で事前対策や応急対策などを定めている。

秩父市地域防災計画において、地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し施設構造物等の耐震性の向上に積極的に取り組むこととされている。

第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

1 秩父市の今までの取組による耐震化の現状

(1) 対象建築物

当市では、旧耐震基準で建築された次の①、②のいずれかに該当する建築物を対象として、耐震化の促進に取り組んでいる。

なお、当市内の③に該当する建築物については、埼玉県が耐震化の促進に取り組んでいる。

- ①住宅
- ②多数の者が利用する建築物・・・次の（ア）の条件に該当する建築物
- ③特定既存耐震不適格建築物・・・次の（ア）、（イ）の条件に該当する建築物

（ア）多数の者が利用する建築物

法第14条第1号に定める、多数の者が利用する建築物で、以下の表の用途、規模によるもの。

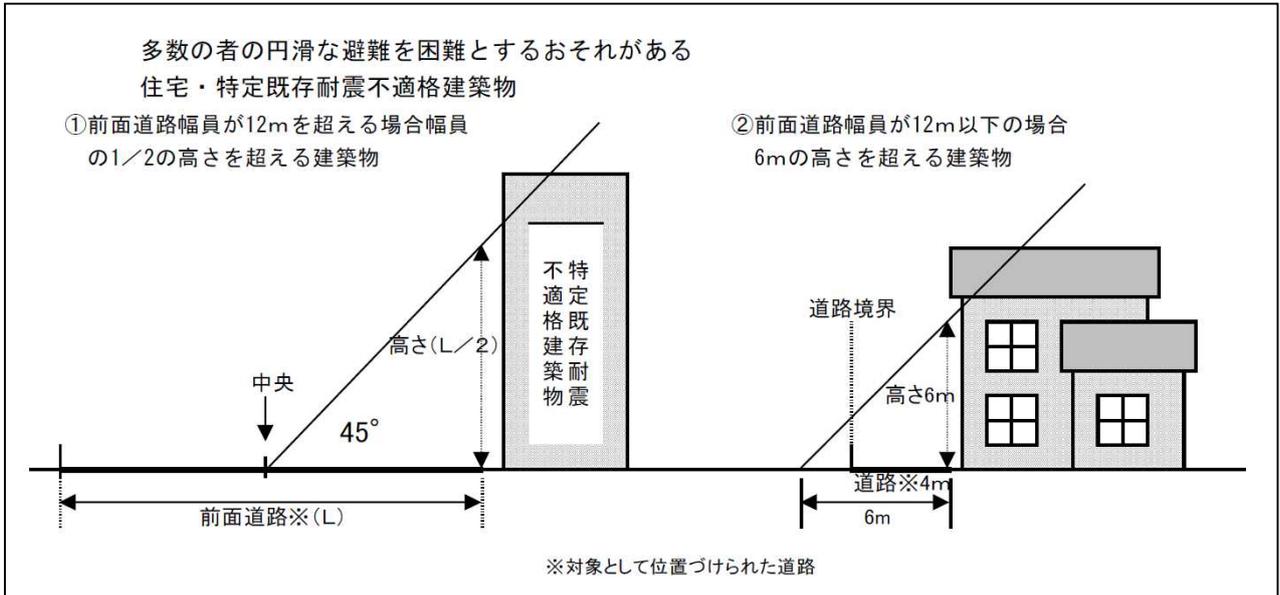
法第14条第1号に規定する建築物

用途分類	耐震改修促進法第14条第1号 (施行令第6条)による分類	規模(階数、床面積の両方が 下記の規模以上のものが対象)	
		階数	床面積
学校	幼稚園	2階	500㎡
	小学校等(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)	2階	1,000㎡
	学校(小学校等以外の学校)	3階	1,000㎡
病院、診療所	病院、診療所	3階	1,000㎡
劇場、集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂	3階	1,000㎡
店舗等	展示場	3階	1,000㎡
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3階	1,000㎡
	遊技場	3階	1,000㎡
	公衆浴場	3階	1,000㎡
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	3階	1,000㎡
	卸売市場	3階	1,000㎡
ホテル、旅館等	ホテル、旅館	3階	1,000㎡
賃貸共同住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	3階	1,000㎡
社会福祉施設等	保育所	2階	500㎡
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2階	1,000㎡
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階	1,000㎡
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(不特定かつ多数の者が利用するものに限る)	3階	1,000㎡
その他	体育館(一般の公共の用に供されるもの)	1階	1,000㎡
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階	1,000㎡
	博物館、美術館、図書館	3階	1,000㎡
	理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	3階	1,000㎡
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	3階	1,000㎡
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(一般の公共の用に供されるもの)	3階	1,000㎡
	事務所	3階	1,000㎡
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	3階	1,000㎡
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	3階	1,000㎡

(イ) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

法第14条第3号に定める、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるもの。

道路閉塞させる住宅・特定既存耐震不適格建築物



(※「対象として位置づけられた道路」については p.19 図及び表参照)

(2) 建築物の耐震化状況

市内における、旧耐震基準の住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化状況については、次のとおりである。

①住宅の耐震化

平成20(2008)年及び平成25(2013)年に実施された住宅・土地統計調査等を基に推計した平成30(2018)年度の住宅の耐震化の現状は、住宅総数24,020戸のうち耐震性のある住宅が18,576戸で、耐震化率(全住宅戸数に対する耐震性のある戸数の割合)は77.3%である。

住宅の耐震化の現状と目標

	旧耐震基準		新耐震基準		建築物 合計	耐震化率 (%)
	の住宅 (昭和56年5月31日以前に竣工した建物)	うち、耐震性があるとみなす住宅(注1)	の住宅	うち、平成12年までに建築された住宅(注2)		
	a	b	c	—	d=a+c	e=(b+c)/d
平成25年10月1日現在	9,531	3,019	14,489	9,030	24,020	72.9%
平成30年(2018年10月)現在	7,909	2,453	16,111	8,733	24,020	77.3%

(注1)：耐震性ありとみなす住宅は、住宅・土地統計調査において耐震診断を行った結果、耐震性があるものとみなされる戸数を指す

(注2)：平成28(2016)年に発生した熊本地震において、平成12年5月までに建築された新耐震の建築物に被害が見られたことから市内における住宅についても把握する

②多数の者が利用する建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物の耐震化率の現状は 83.3%である。

建築物の用途別で耐震化率が高いのは、学校、劇場・集会場、消防庁舎が 100%、賃貸住宅等が 88.9%、病院・診療所が 87.5%の順となっている。

多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(市及び民間)

単位:棟

特定建築物 耐震化現状	旧耐震 基準 建築物	耐震診断 実施		耐震改修 実施	新耐震 基準 建築物	耐震性を 有する 建築物	建築物 合計	耐震化率 (%)
		うち 要改修						
		a	b					
学校	13	13	13	13	30	43	43	100.0%
病院・診療所	2	1	1	1	6	7	8	87.5%
劇場・集会場	1	1	0	0	0	1 ^(注)	1	100.0%
店舗	3	0	0	0	4	4	7	57.1%
ホテル・旅館等	4	1	1	0	10	10	14	71.4%
賃貸住宅等	3	1	0	0	15	16 ^(注)	18	88.9%
社会福祉施設等	3	1	1	0	7	7	10	70.0%
消防庁舎	0	0	0	0	1	1	1	100.0%
その他一般庁舎	2	2	1	0	1	2 ^(注)	3	66.7%
その他	16	3	3	4	35	39 ^(注)	51	76.5%
計	47	23	20	19	109	130	156	83.3%

資料：平成 29（2017）年 3 月 31 日現在

：「劇場・集会場等」とは、劇場、集会場、映画館及び公会堂など

：「ホテル・旅館等」とは、ホテル、旅館及び宿泊施設など

：「賃貸住宅等」とは、賃貸住宅（共同住宅）、寄宿舍、下宿、市営住宅及び市町村営住宅など

：「社会福祉施設等」とは、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム及びその他これらに類するもの

：「その他」とは、運動施設、遊技場及び工場など

(注)：旧耐震基準建築物のうち、診断の結果耐震性があると確認された建築物（市有 2 棟、民間 1 棟）及び建替え実施されたもの（民間 1 棟）を含む。

多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(市)

単位:棟

市有特定建築物 耐震化現状	旧耐震 基準 建築物	耐震診断 実施		耐震改修 実施	新耐震 基準 建築物	耐震性を 有する 建築物	建築物 合計	耐震化率 (%)
		うち 要改修						
		a	b					
学校	13	13	13	13	28	41	41	100.0%
病院・診療所	1	1	1	1	1	2	2	100.0%
劇場・集会場	1	1	0	0	0	1 ^(注)	1	100.0%
店舗	0	0	0	0	0	0	0	-
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	0	0	-
賃貸住宅等	0	0	0	0	8	8	8	100.0%
社会福祉施設等	2	0	0	0	2	2	4	50.0%
消防庁舎	0	0	0	0	1	1	1	100.0%
その他一般庁舎	2	2	1	0	1	2 ^(注)	3	66.7%
その他	0	0	0	0	6	6	6	100.0%
計	19	17	15	14	47	63	66	95.5%

資料：前出（平成 29（2017）年 3 月 31 日現在）

（注）：旧耐震基準建築物のうち、旧耐震基準建築物のうち、診断の結果耐震性があると確認された建築物（計 2 棟）を含む。

多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(民間)

単位:棟

民間特定建築物 耐震化現状	旧耐震 基準 建築物	耐震診断 実施		耐震改修 実施	新耐震 基準 建築物	耐震性を 有する建 築物	建築物 合計	耐震化率 (%)
		うち 要改修						
		a	b					
学校	0	0	0	0	2	2	2	100.0%
病院・診療所	1	0	0	0	5	5	6	83.3%
劇場・集会場	0	0	0	0	0	0	0	-
店舗	3	0	0	0	4	4	7	57.1%
ホテル・旅館等	4	1	1	0	10	10	14	71.4%
賃貸住宅等	3	1	0	0	7	8 ^(注)	10	80.0%
社会福祉施設等	1	1	1	0	5	5	6	83.3%
消防庁舎	0	0	0	0	0	0	0	-
その他一般庁舎	0	0	0	0	0	0	0	-
その他	16	3	3	4	29	33 ^(注)	45	73.3%
計	28	6	5	5	62	67	90	74.4%

資料：前出（平成 29（2017）年 3 月 31 日現在）

（注）：旧耐震基準建築物のうち、診断の結果耐震性があると確認された建築物（1 棟）及び建替え実施されたもの（1 棟）を含む。

2 本計画における耐震化の目標

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間とし、社会経済状況や関連計画の改訂等に適切に対応するため、耐震化の進捗や施策の状況確認を行い、必要に応じて計画見直し等を行う。

(2) 対象建築物

対象となる建築物については、これまでと同様、住宅、全ての市有建築物及び民間における多数の者が利用する建築物とする。

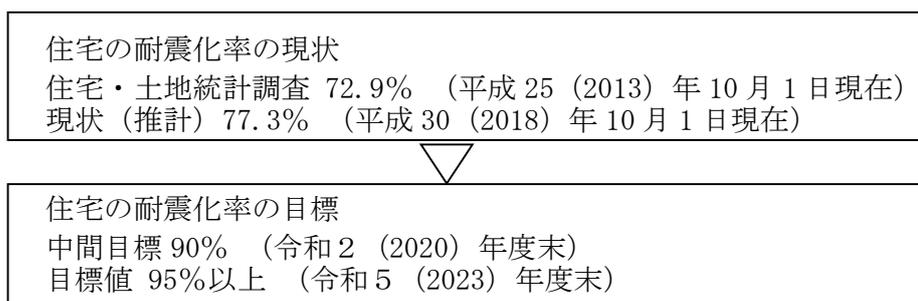
なお、市有建築物については、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも建築物の耐震化に努めるものとする。緊急輸送道路閉塞建築物についても、県と連携し継続して耐震化の促進を図り、被災時の緊急輸送道路の機能確保を図る。

(3) 耐震化率の目標

本計画における、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標は以下のとおりである。なお、多数の者が利用する建築物以外の市有建築物についても、建築物の耐震化に努めるものとする。

①住宅の耐震化

本計画において、令和5（2023）年度末における住宅の目標耐震化率を95%以上と設定する。



令和5（2023）年度までに耐震改修が必要な戸数を推定するため、令和5（2023）年度における市の住宅総数を、近年の市の人口・世帯数（国勢調査）の動向から将来世帯数を算出することにより求めた。その結果、将来世帯数は、現状とほぼ横ばいであることから、平成25（2013）年度時点の住宅戸数を固定とした。

住宅の耐震改修及び建替えの実績による傾向（以下「自然更新」という。）から予測される耐震化の推移は、令和5（2023）年度末時点で19,695戸と推計される。

このため、目標年次である令和5（2023）年度末に目標耐震化率95%以上を達成するためには、戸数ベースで3,125戸の住宅の耐震化を図る必要がある。

②多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物の耐震化の目標は、建築物によって役割や現状の耐震化率等に違いがあるため、市有建築物及び民間建築物毎に目標を定めるものとする。

(ア) 市有建築物

市有建築物は、令和2（2020）年度末（県計画の目標年次）及び令和5（2023）年度末（本計画の目標年次）における目標の耐震化率以下の通り設定する。

市有建築物の耐震化率の目標(令和2（2020）年度末及び令和5（2023）年度末)

市有建築物	現状耐震化率 (%)	用途別耐震化率 (令和2（2020）年度) (%)	用途別耐震化率 (令和5（2023）年度) (%)
学校	100.0	100.0	100.0
病院・診療所	100.0	100.0	100.0
劇場・集会場等	100.0	100.0	100.0
店舗	—	—	—
ホテル・旅館等	—	—	—
賃貸住宅等	100.0	100.0	100.0
社会福祉施設等	50.0 ^(注1)	100.0	100.0
消防庁舎	100.0	100.0	100.0
その他一般庁舎	66.7 ^(注2)	100.0	100.0
その他	100.0	100.0	100.0
平均	95.5	100.0	100.0

※用途別構成比を現状と変わらないものとして算出した。

(注1) 耐震化の必要がある建築物：日野田保育所、永田保育所

(注2) 耐震化の必要がある建築物：吉田総合支所

(イ) 民間建築物

民間建築物は、令和2（2020）年度末（県計画の目標年次）及び令和5（2023）年度末（本計画の目標年次）における目標の耐震化率以下の通り設定する。

民間建築物の耐震化率の目標(令和2（2020）年度末及び令和5（2023）年度末)

民間建築物	現状耐震化率 (%)	用途別耐震化率 (令和2（2020）年度) (%)	用途別耐震化率 (令和5（2023）年度) (%)
学校	100.0	100.0	100.0
病院・診療所	83.3	95.0	100.0
劇場・集会場等	—	—	—
店舗	57.1	95.0	95.0
ホテル・旅館等	71.4	95.0	95.0
賃貸住宅等	80.0	95.0	95.0
社会福祉施設等	83.3	95.0	95.0
消防庁舎	—	—	—
その他一般庁舎	—	—	—
その他	73.3	95.0	95.0
平均	74.4	95.0 以上	95.0 以上

※用途別構成比を現状と変わらないものとして算出した。

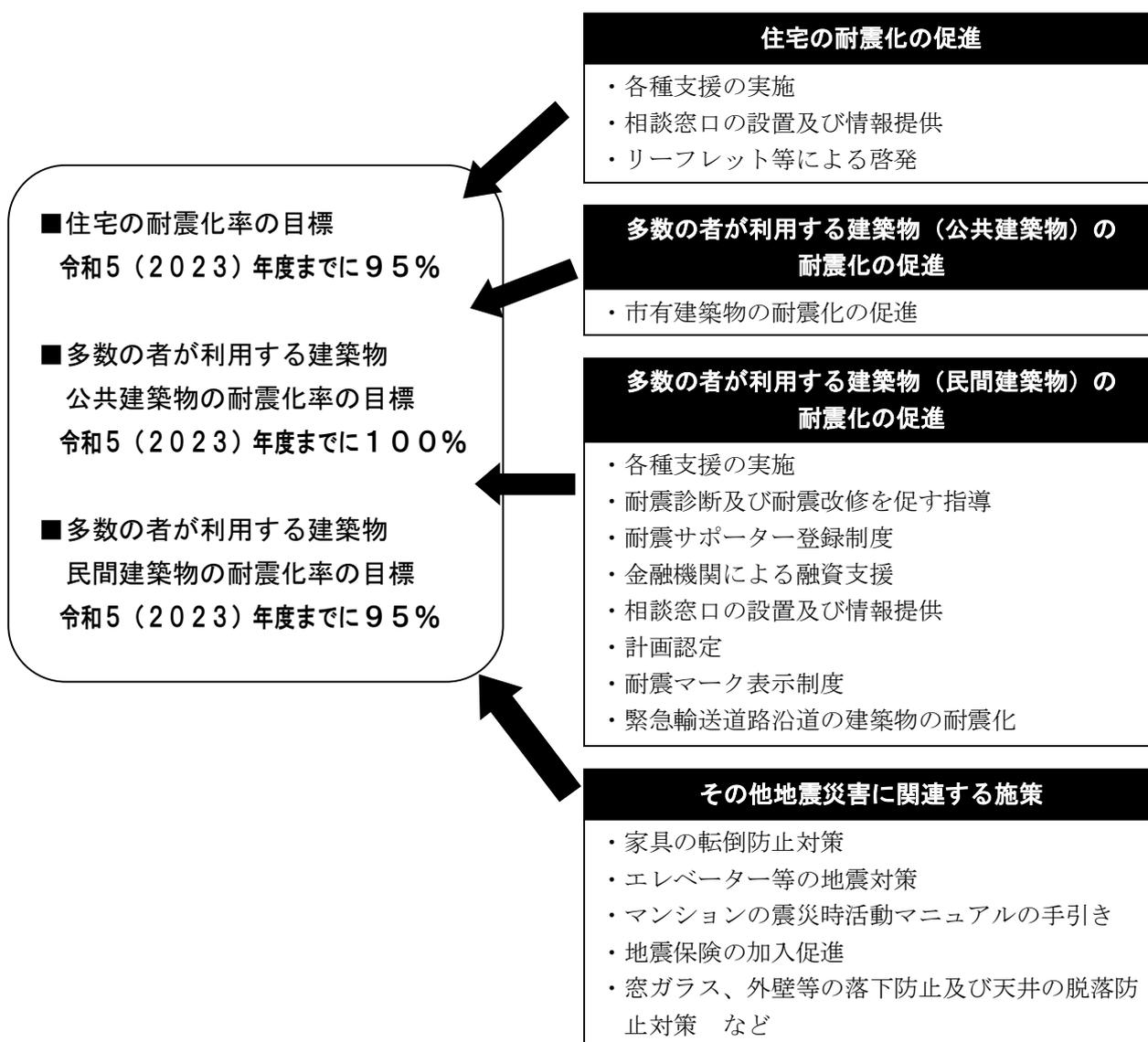
第3章 建築物の耐震化の促進に関する施策

1 耐震化の促進に向けた取組方針

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するためには、その所有者等が震災対策を自ら問題として認識し、自らの責任において取り組むことが不可欠である。

このことから、所有者の耐震化に対する意識啓発や、耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減は大変重要となる。

そこで、当市は耐震化目標を達成し、地震発生時の被害を軽減するために、以下のような働きかけや支援、施策等に取り組む。



2 各取組における具体的な施策

(1) 住宅の耐震化

住宅の耐震化は、地震による人的被害の減少に加えて発災後の避難場所の確保や瓦礫の処理等の負担を減少させ、総合的に被害を減じていく効果が大きいと考えられる。

住宅については所有者等の防災に対する意識の問題、耐震化の費用の問題など耐震化を妨げる要因も多く、所有者等の意識の啓発に加えて情報の提供や費用助成の充実が必要である。

こうした点を踏まえ、当市は県との役割分担のもと、住宅の耐震化の推進に努めるものとする。

①耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

当市では、旧耐震基準で建築された住宅等の耐震診断及び耐震改修（リフォーム）にかかる補助制度を創設し、耐震改修等に係る費用面での支援を行っている。

今後もこれらの支援制度の普及啓発を積極的に行い、市民の利用増進を図るとともに、市民ニーズに応じた支援制度の拡充を図り、住宅等の耐震化の促進に努める。

木造住宅耐震診断補助制度【概要】

対象住宅	○昭和 56（1981）年 5 月 31 日以前に建てられた戸建て住宅または併用住宅（住宅以外の部分の床面積が、延べ面積の 2 分の 1 未満のもの）で階数が 2 以下
対象者	○市内に住所がある方 ○対象となる住宅に居住しており、かつ、本人又はその 2 親等以内の親族が対象となる住宅を所有している方 ○市税の滞納がないこと
補助額	○上限 5 万円／棟
問合せ先	○建築住宅課 建築指導担当 0494（26）6869

平成 30（2018）年 4 月現在

秩父市住宅リフォーム等資金助成事業【概要】

対象者	○市民であり、市税の未納がないこと ○対象工事について、市で実施している他の助成・補助等を受けていないこと ○過去にリフォーム助成を受けていないこと ※1981（昭和 56）年 5 月 31 日以前に建築された建物を、現行の耐震基準に適合させるための工事については、2017（平成 29）年度までに住宅リフォーム資金の助成を受けていても 1 回に限り助成が可能。
補助額	○20 万円以上（消費税を除く）の工事に対し、工事費の 10%まで上限 15 万円（1000 円未満切り捨て）
問合せ先	○商工課 0494（25）5208

平成 30（2018）年 4 月現在

※上記は平成 30 年度の内容

②相談窓口の設置及び情報提供

当市は、多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化に関する相談窓口を設け、建物所有者の疑問点を解消するなど、建築物の耐震化の促進を図る。

③パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

(ア) パンフレットの作成・配布

当市は、耐震診断及び耐震改修に関する事業の促進を図るため、この計画で定めた目標や建築物の耐震化に係る支援策等の概要について記載したパンフレットを作成し、市民への周知を図る。

また、県が実施する地震対策セミナー等の開催についても、市民の積極的な参加を促すため、広報やポスター、パンフレット等による案内について協力する。

(イ) セミナー・講習会の開催

当市は、県が行う地震対策セミナーや、自治会、関係団体等からの要請に応じて行う震災予防に関する出前講座を活用し、市民の防災意識の普及啓発について協力する。

④町内会等との連携

当市は、災害発生時に市民が結集して地域で活動できるよう、自主防災組織の育成を図っている。

市内の自主防災組織の結成率を高めるため、自治会連合会総会等にて自主防災組織の必要性や役割について、説明会を行い、結成を促進する。

(2) 市有建築物の耐震化

市有建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では負傷者の治療が、庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの建築物が応急活動の拠点として活用される。

このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも建築物の耐震性確保が求められている。

多数の者が利用する市有建築物については、概ねの施設で耐震化率 100.0%を達成していることから、耐震化が図られていない社会福祉施設等について、耐震化に取り組むものとする。

(3) 民間建築物(多数の者が利用する建築物)の耐震化

民間建築物は、多くの市民が日常の生活において利用する建築物であり、地震が生じた場合には大きな被害が想定されるものである。このため、当市は、民間建築物の耐震診断及び耐震改修が図られるよう積極的に取り組むこととする。

①耐震サポーター登録制度

建物の所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するための相談窓口のひとつとして、県では県内の建築士事務所や施工業者を「耐震サポーター」として登録する制度を設けている。

また、県は耐震サポーターの名簿を作成、公表をしていることから、当市は建物所有者等が耐震化について相談先を探す際に名簿を活用できるよう、周知を図る。

②金融機関による融資制度

県内3金融機関では、耐震診断や耐震改修の実施にあたり通常よりも低減した利率で融資を受けることができる制度が創設されている。

また、独立行政法人住宅金融支援機構の耐震改修やリフォームに関する融資制度が実施されており、これらの融資制度の周知を図る。

③緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化

(ア) 緊急輸送道路の指定

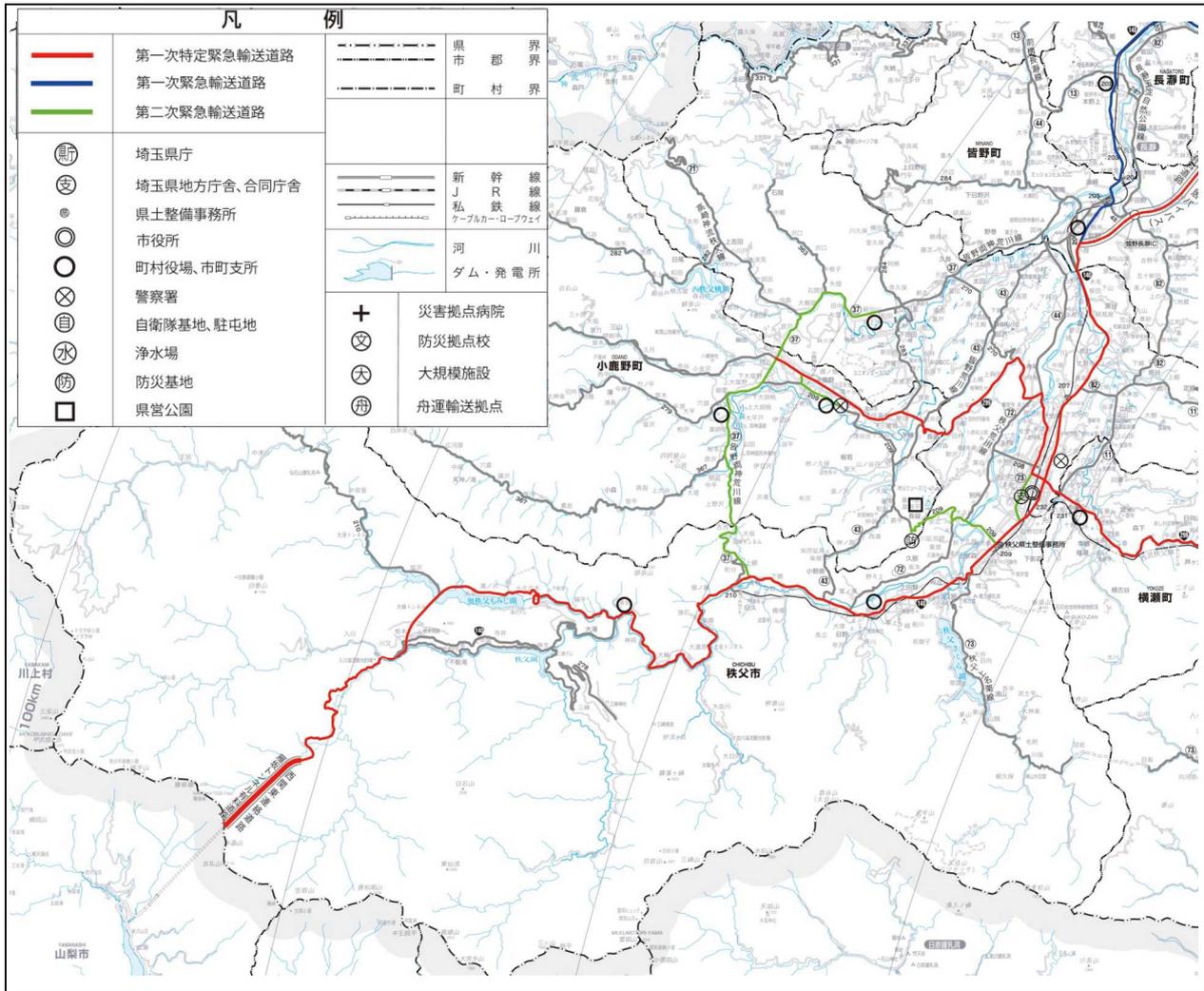
地震発生時に多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施に必要な道路として、緊急輸送道路、避難路等がある。

これらの道路に接する敷地の建築物の倒壊によって道路の機能が妨げられることがないよう建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、その促進に努める。

このうち、緊急輸送道路については、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、この計画における地震発生時に通行を確保すべき道路として指定する。

指定路線は、埼玉県で定められている緊急輸送道路とする。

市内の緊急輸送道路網



(イ) 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化

当市は県と連携し、震災時の救命活動や物資輸送を行う際の重要な役割を担う緊急輸送道路の機能確保のため、倒壊によって道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震化に取り組む。

県は、これらの建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るよう、国の補助制度を活用し、建築物の耐震診断にかかる補助制度を設けている。

市は県とともに、補助制度の周知や、耐震化実施に向けた働きかけを積極的に行う。

緊急輸送道路沿道の建築物の状況

緊急輸送道路沿道 建築物現状	旧耐震基準 建築物(注1)	新耐震基準 建築物	建築物 合計	耐震化率 (%)
	a	b	c=a+b	d=b/c
国道 140 号	27	59	86	68.6%
国道 299 号	36	52	88	59.1%
主要地方道 37 号 皆野両神荒川線	10	8	18	44.4%
主要地方道 72 号 秩父荒川線	2	3	5	60.0%
主要地方道 73 号 秩父上名栗線	37	27	64	42.1%
一般県道 209 号 小鹿野影森停車場線	4	12	16	75.0%

資料：緊急輸送道路沿道の閉塞建築物の特定調査（平成 25（2013）年 12 月）

（注 1）：単独看板、擁壁は除く。また建築年次が不明なものについては旧耐震建築物として計上

(ウ) 緊急輸送道路沿道の安全点検

当市は県と連携し、地震に対する緊急輸送道路沿道の安全性を確保するため、緊急輸送道路沿道の建築物、ブロック塀及び工作物の安全点検に基づき、地震に対する安全性が確保されていないと認めるときは、所有者又は管理者に対し指導・助言を行う。

また、点検後も引き続き、改善状況を把握するなど、沿道の安全確保に努めることとする。

(4) その他地震災害に関連する施策

①家具の転倒防止対策

建築物の耐震化を促進するだけでなく、地震時の家具等の転倒による圧迫死を防止するため、家具や電化製品の固定を促すための項目を「秩父市災害時安全対応マニュアル」の中に盛り込み、市民の防災意識の普及啓発を図っている。

また、県や建設業関係団体と連携し、専門家による相談、見積及び施工を安心して依頼できる「家具固定サポーター登録制度」を活用し、市民の家具固定化の取り組みを支援する。

②エレベーター等の地震対策

東日本大震災では、全国20都道府県で合計257件のエレベーターの閉じ込めが発生し、エスカレーターの脱落等も複数確認された。

大地震が発生した場合、エレベーターの閉じ込めが発生する可能性が高く、救助には長い時間を要する。

当市は県と連携し、エレベーター及びエスカレーターが設置された建築物の所有者等に対し、定期報告の機会等を捉え、地震時のリスクなどを周知するとともに、地震対策に努めるよう啓発を行う。

③マンション災害時活動マニュアルの手引き

マンションでは、高層階の大きな揺れや水道、ガス、電気等のライフラインの停止、エレベーターの停止による閉じ込め、家具類の転倒などの被害が想定される。

そのため、マンションの居住者や管理組合等で、大地震に備え防災対策に取り組むことが重要となる。

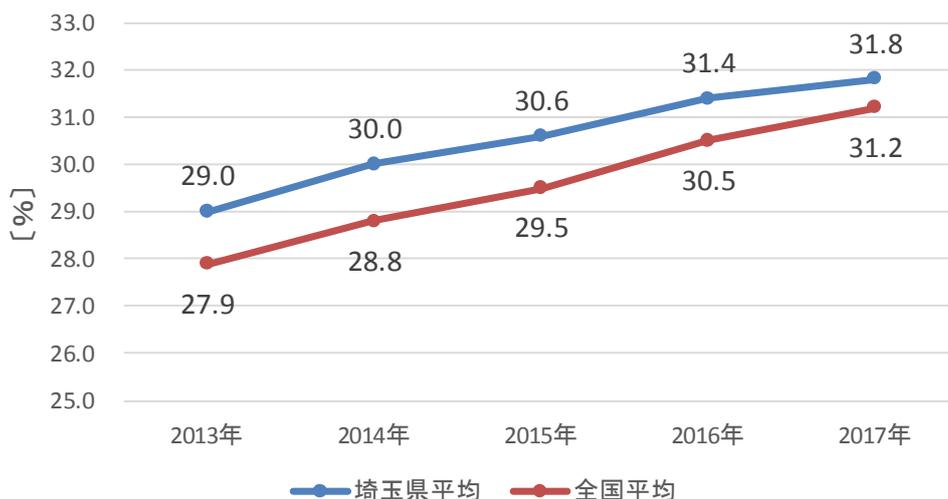
当市では、県の作成した「マンション震災時活動マニュアル作成の手引き」等を活用・周知し、マンションの防災対策を推進する。

④地震保険の加入促進に資する普及啓発

地震による損害を補償する地震保険について、平成29(2017)年現在の世帯加入率は埼玉県平均で31.8%であり、全国平均値の31.2%を上回っている。前計画策定時には、全国平均で約18.5%(平成16(2004)年度末)であり、加入率の増加がみられるが近年ではその伸びは緩やかとなっている。

当市は引き続き、県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容などの情報提供に努め、地震保険の加入促進を図る。

地震保険世帯加入率の推移



注) 世帯加入率：当該年末の地震保険保有契約件数を翌年1月1日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。なお、世帯数には、住民基本台帳法の適用対象となった外国人が含まれている。(2013年以降、年単位による算定に変更)

【出展】損害保険料率算出機構

⑤窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策

当市は、地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者（管理者）に対し、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発及び改修等の指導を行う。

⑥土砂災害対策

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されることから、土砂災害対策は重要と考えられる。

当市は、県との適切な役割分担のもと、建築物が土砂災害に対して安全な構造となるよう改修や、状況に応じ移転等も含めた対策実施に向けて取り組む。

⑦建築物の大雪対策

平成26（2014）年の大雪時には、屋根の崩落など、県内の建築物に多大な被害が発生した。

当市は、法改正や各種制度通知など、国の動向に注視し、建築物の大雪対策について適切な対応を図る。

⑧秩父市災害時安全対応マニュアルの普及

当市は、平成21（2009）年2月に発刊した「秩父市防災ハンドブック」の全面見直しを行い、大雪対策や竜巻注意情報などの内容を充実させ、2014（平成26）年3月に公表された埼玉県の地震被害想定調査の結果や、土砂災害警戒区域の追加指定等を反映させた「秩父市災害時安全対応マニュアル」を作成した。

本マニュアルは、市のホームページに掲載していることから、今後もこれらの情報の周知に努める。

第4章 体制

1 彩の国既存建築物地震対策協議会

当市は、建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の促進を図るものとする。

彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿

県	埼玉県				
市町村	63市町村				
さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市
所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市
狭山市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市
越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市
和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市
富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市
日高市	吉川市	ふじみ野市	伊奈町	三芳町	毛呂山町
越生町	滑川町	嵐山町	小川町	川島町	吉見町
鳩山町	ときがわ町	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町
東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町	宮代町
白岡町	杉戸町	松伏町			
建築関係団体	11団体				
一般社団法人埼玉建築士会	一般社団法人埼玉県建築士事務所協会				
一般財団法人埼玉県建築安全協会	一般社団法人埼玉建築設計監理協会				
一般社団法人埼玉県建設業協会	公益財団法人埼玉県住宅センター				
埼玉土建一般労働組合	建設埼玉				
埼玉県住まいづくり協議会	一般財団法人さいたま住宅検査センター				
一般社団法人日本建築構造技術者協会	関東甲信越支部	埼玉サテライト (JSCA 埼玉)			

2 応急危険度判定士体制の整備

県では、平成7(1995)年から応急危険度判定士の養成を開始し、多くの建築物が被災した際の、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害の防止や、県民の安全の確保を図るため「埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱」を定め、災害発生時の確かな応急危険度判定活動ができる体制を整えている。

また、彩の国既存建築物地震対策協議会を通じて、応急危険度判定の模擬訓練、応急危険度判定コーディネーター講習会及び市町村ごとに連絡訓練を行っている。